

国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則の一部改正（案）及び国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則の制定（案）について

【改正及び制定理由】

1. 期間の定めのない労働契約での雇用に転換する非常勤職員について規定するもの。
2. 期間の定めのない労働契約での雇用に転換した非常勤職員の就業規則について、新たに制定するもの。

| 改正前   | 改正後   | 制定案  |
|---|---|--|
| <p>国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則</p> <p>制定 平成16年 4月 1日<br/>最近改正 平成29年 4月 1日</p> <p>目次<br/>第1章 総則（第1条—第3条）<br/>第2章 採用及び労働契約（第4条—第10条）<br/>第3章 勤務時間、休日及び休暇等（第11条—第15条の3）<br/>第4章 給与（第16条—第25条）<br/>第5章 退職手当（第26条）<br/>第6章 雑則（第27条・第28条）</p> | <p>国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則</p> <p>制定 平成16年 4月 1日<br/>最近改正 平成29年12月 1日</p> <p>目次<br/>第1章 総則（第1条—第3条）<br/>第2章 採用及び労働契約（第4条—第10条）<br/>第3章 勤務時間、休日及び休暇等（第11条—第15条の3）<br/>第4章 給与（第16条—第25条）<br/>第5章 退職手当（第26条）<br/>第6章 雑則（第27条・第28条）</p> | <p>国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則</p> <p>制定 平成29年12月 1日</p> <p>目次<br/>第1章 総則（第1条—第3条）<br/>第2章 退職及び解雇（第4条—第10条）<br/>第3章 勤務時間、休日及び休暇等（第11条—第17条）<br/>第4章 給与（第18条—第29条）<br/>第5章 退職手当（第30条）<br/>第6章 雑則（第31条・第32条）</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び国立大学法人千葉大学就業規則(以下「就業規則」という。)第2条ただし書の規定に基づき、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員の労働条件、勤務規律その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「無期転換非常勤職員」とは、国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則(以下「非常勤職員就業規則」という。)第5条の2第1項又は第3項の規定に基づき、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)での雇用に転換した職員をいう。</p> <p>2 この規則において「無期転換フルタイム職員」とは、1週間の勤務時間が38時間45分の無期転換非常勤職員をいう。</p> <p>3 この規則において「無期転換パートタイム職員」とは、1週間の勤務時間が30時間以内の無期転換非常勤職員をいう。</p> | <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び国立大学法人千葉大学就業規則(以下「就業規則」という。)第2条第1項ただし書の規定に基づき、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員の労働条件、勤務規律その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> | <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)及び国立大学法人千葉大学就業規則(以下「就業規則」という。)第2条ただし書の規定に基づき、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)に勤務する非常勤職員の労働条件、勤務規律その他就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「非常勤職員」とは、1年以内の契約期間を定めて採用する職員(国立大学法人千葉大学非常勤医師就業規則第1条に規定する非常勤医師を除く。)をいう。</p> <p>2 この規則において「フルタイム職員」とは、1週間の勤務時間が38時間45分の非常勤職員をいう。</p> <p>3 この規則において「パートタイム職員」とは、1週間の勤務時間が30時間以内の非常勤職員をいう。</p> |
|--|---|---|

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>4 この規則において「非常勤講師」とは、週以外の期間によって勤務日を定める教員である非常勤職員をいう。</p> <p>(規則の遵守義務)</p> <p>第3条 非常勤職員は、この規則を誠実に遵守し、その職務に当たらなければならない。</p> <p>第2章 採用及び労働契約<br/>(採用)</p> <p>第4条 非常勤職員の採用（契約の更新を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、選考により決定する。</p> <p>2 就業規則に定める常勤職員の定年年齢を超える者は、採用しない。ただし、業務の都合により学長が特に必要と認めた者は、満65歳（非常勤講師にあつては原則として満70歳）に達する日の属する事業年度の末日を限度として採用することができる。</p> | <p>(規則の遵守義務)</p> <p>第3条 (同左)</p> <p>第2章 採用及び労働契約<br/>(採用)</p> <p>第4条</p> <p>2 (同左)</p>                                   | <p>4 この規則において「無期転換非常勤講師」とは、週以外の期間によって勤務日を定める教員である無期転換非常勤職員をいう。</p> <p>(規則の遵守義務)</p> <p>第3条 無期転換非常勤職員は、この規則を誠実に遵守し、その職務に当たらなければならない。</p> <p>第2章 退職</p> |
|   | <p>3 前項の規定にかかわらず、国立大学法人千葉大学無期転換非常勤職員就業規則（以下「無期転換非常勤職員就業規則」という。）第7条の規定の適用を受ける者は、満65歳に達する日の属する事業年度の末日を限度として採用することができる。</p> |   |

| (採用の特例)   | (削除)  |
|---|---|
| <p>第4条の2 第6条第1号から第3号までの規定により退職し、最後の退職日から6月を経過した者を採用する場合は、<u>本学における最初の採用として取扱うことができる。</u></p> <p>(契約期間等)</p>                                       | <p>(契約期間等)</p> <p>第5条 (同左)</p>  |
| <p>第5条 非常勤職員の契約期間は、採用日の属する事業年度内とする。ただし、勤務実績が良好であり、かつ、業務の都合により必要がある場合には、契約を更新することができる。</p>   | <p>2 通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通過して3年に達する日までとする。ただし、在職期間を通過して3年目の契約期間満了時において、勤務実績が良好であり、かつ、なお業務の都合により必要がある場合には、3年目の契約期間満了日の翌日から通算して2年に達する日を期限とする。</p> |
| <p>2 通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通過して3年に達する日とする。ただし、在職期間を通過して3年目の契約期間満了時において、勤務実績が良好であり、かつ、なお業務の都合により必要がある場合には、3年目の契約期間満了日の翌日から通算して2年に達する日を期限とする。</p> | <p>3 前項の規定にかかわらず、非常勤講師の通算できる契約期間は、最初の採用日から在職期間を通過して5年に達する日とする。</p>  |
| <p>4 前2項の通算できる契約期間には、非常勤職員以外の期間を定めて雇用された者としての期間を含むものとする。</p>  | <p>4～6 (同左)</p>   |
| <p>5 研究開発システムの改革の推進等による研</p>  |   |

|  |  |
|--|--|
| <p>究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号。以下「研究開発力強化法」という。）第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する者にあつては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、最初の採用日から在職期間を遡算して10年に達する日を限度として、契約の更新をすることができ。</p> <p>6 研究開発力強化法第15条の2第2項に規定する期間は、前項の10年には含まないものとする。</p> |  |
| <p>7 契約期間満了後契約を更新しないときは、少なくとも30日前までに契約を更新しない旨を予告する。</p>  | <p>7 第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、勤務実績が特に良好であり、かつ、なお業務の都合により必要があると本学が認めた場合には、最初の採用日から在職期間を遡算して5年（第5項の規定の適用を受ける者にあつては、10年）に達する日を超えて、契約の更新をすることができ。</p> |
| <p>8 契約期間満了後契約を更新しないときは、少なくとも30日前までに契約を更新しない旨を予告する。</p>  | <p>8 契約期間満了後契約を更新しないときは、少なくとも30日前までに契約を更新しない旨を予告する。<br/>（期間の定めのない労働契約への転換）</p>   |

第5条の2 本学との間で締結された二以上の期間の定めのある労働契約(契約期間の始期の到来前のものを除く。以下「有期労働契約」という。)の契約期間を通算した期間(次項において「通算契約期間」という。)が5年(前条第5項の規定の適用を受ける者にあつては10年)を超える非常勤職員が、本学に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)の締結の申込みをしたときは、当該満了する日の翌日から無期労働契約での雇用に転換する。

2 本学との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と本学との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項に定める空白期間をいう。以下「空白期間」という。)があり、当該空白期間が6月(当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間(当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同

|   |  |
|---|--|
| <p>じ。)が1年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に2分の1を乗じて得た期間を基礎として労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令(平成24年厚生労働省令第148号)で定める期間)以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、勤務実績が極めて良好であると本学が認めた非常勤職員にあつては、無期労働契約での雇用に転換することができ</p> | <p>る。</p> <p>(退職)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(退職)</p> <p>第4条 無期転換非常勤職員が次の各号の一に該当した場合には、退職するものとする。</p> <p>一 一次条の規定により退職の承認を得た場合</p> <p>二 第6条各項に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日とする。) 三 引き続き就業規則又は国立大学法人千葉大学特定雇用職員就業規則の適用を受ける職員に採用された場合</p> <p>四 死亡した場合</p> |
| <p>(退職)</p> <p>第6条 非常勤職員が次の各号の一に該当した場合には、退職するものとする。</p> <p>一 契約期間が満了した場合</p> <p>二 次条の規定により退職の承認を得た場合</p> <p>三 引き続き就業規則又は国立大学法人千葉大学特定雇用職員就業規則の適用を受ける職員に採用された場合</p> <p>四 死亡した場合</p>   | <p>(退職)</p> <p>第4条 無期転換非常勤職員が次の各号の一に該当した場合には、退職するものとする。</p> <p>一 一次条の規定により退職の承認を得た場合</p> <p>二 第6条各項に規定する年齢に達した日以後における最初の3月31日とする。) 三 引き続き就業規則又は国立大学法人千葉大学特定雇用職員就業規則の適用を受ける職員に採用された場合</p> <p>四 死亡した場合</p>                                       |

|  |   |
|--|---|
| <p>(自己都合による退職)</p> <p>第7条 非常勤職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を希望する日の30日前までに、学長に文書をもって願ひ出て、その承認を得なければならぬ。</p> | <p>(自己都合による退職)</p> <p>第5条 無期転換非常勤職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を希望する日の30日前までに、学長に文書をもって願ひ出て、その承認を得なければならぬ。</p> <p>(定年)</p> <p>第6条 無期転換非常勤職員の定年は、次の各号に定める年齢とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 無期転換非常勤講師 満65歳</li> <li>二 専ら労務に従事する職員 満63歳</li> <li>三 前2号に掲げる以外の職員 満60歳</li> </ul> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項各号に規定する定年に達した日以後に無期転換非常勤職員となった者の雇用上限年齢は満65歳(無期転換非常勤講師にあつては原則として満70歳)とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、業務の都合により学長が特に必要と認めたる無期転換非常勤講師の雇用上限年齢は、原則として満70歳とする。</p> <p>(再雇用)</p> |
|--|---|

|   |   |
|---|---|
| <p>第7条 前条第1項第2号又は第3号に定める年齢に達したことにより退職となった無期転換非常勤職員で、再雇用を希望する者が、次条第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれの事由にも該当しない場合は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)により、前条第1項第2号又は第3号に定める年齢を超えて、非常勤職員就業規則第2条第3項に規定するパートタイム職員として採用する。</p> | <p>(期間の定めのない労働契約に転換した者の定年)</p> <p>第7条の2 最初の採用日から通算して5年(第5条第5項の規定の適用を受ける者にあつては10年)を超えて雇用された者であつて、本人からの申し出に基づき期間の定めのない労働契約に転換した者の定年は、就業規則に定める常勤職員の定年年齢とし、同年齢に達した日以後における最初の3月31日をもって定年退職とする。</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 非常勤職員が次の各号の一に該当する場合には、国立大学法人千葉大学職員不利益処</p> |
| <p>第7条 前条第1項第2号又は第3号に定める年齢に達したことにより退職となった無期転換非常勤職員で、再雇用を希望する者が、次条第1号から第3号まで、第5号及び第6号のいずれの事由にも該当しない場合は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。)により、前条第1項第2号又は第3号に定める年齢を超えて、非常勤職員就業規則第2条第3項に規定するパートタイム職員として採用する。</p> | <p>(削除)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>(解雇)</p> <p>第8条 無期転換非常勤職員が次の各号の一に該当する場合には、国立大学法人千葉大学職員</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>分手続規程に定める所定の手続を経て解雇することができる。</p> <p>一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、非常勤職員としての職責を果たし得ない場合</p> <p>二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合</p> <p>三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合</p> <p>四 前3号のほかその職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>五 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合により非常勤職員の減員が必要な場合</p> <p>(解雇制限)</p> <p>第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一</p> | <p>不利益処分手続規程に定める所定の手続を経て解雇することができる。</p> <p>一 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、無期転換非常勤職員としての職責を果たし得ない場合</p> <p>二 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さない場合</p> <p>三 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合</p> <p>四 前3号のほかその職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>五 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合により無期転換非常勤職員の減員が必要な場合(次項に規定する場合を除く。)</p> <p>2 無期転換非常勤講師が千葉大学学則第33条又は千葉大学大学院学則第26条の規定に基づき編成された教育課程において担当する授業科目が廃止され、他に担当できる授業科目がない場合は、当該無期転換非常勤講師を解雇する。</p> <p>(解雇制限)</p> <p>第9条 非常勤職員就業規則第9条の規定は、無</p> |
| <p>(解雇制限)</p> <p>第9条 (同左)</p>  | <p>一～五 (同左)</p>   |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>に該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において労基法第81条の規定による打切補償を支払う場合は、この限りでない。</p> <p>一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間</p> <p>二 産前産後の女子非常勤職員が第15条第2項第1号又は第2号の規定により休業する期間及びその後30日間</p> <p>(解雇予告)</p> <p>第10条 第8条の規定により非常勤職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をするか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。ただし、2月以内の期間を定めて採用する者(2月を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合は、この限りでない。</p> <p>第3章 勤務時間、休日及び休暇等<br/>(勤務時間及び休憩時間)</p> | <p>一・二 (同左)</p> <p>(解雇予告)</p> <p>第10条 (同左)</p> <p>第3章 勤務時間、休日及び休暇等<br/>(勤務時間及び休憩時間)</p> | <p>期転換非常勤職員の解雇制限について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第8条において準用する非常勤職員就業規則第8条」と「女子非常勤職員」とあるのは「女子無期転換非常勤職員」と、「第15条第2項第1号又は第2号」とあるのは「第15条において準用する非常勤職員就業規則第15条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(解雇予告)</p> <p>第10条 非常勤職員就業規則第10条本文の規定は、無期転換非常勤職員の解雇予告について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> <p>第3章 勤務時間、休日及び休暇等<br/>(勤務時間及び休憩時間)</p> |
|--|---|---|

|   |                  |  |
|---|------------------|--|
| <p>第11条 フルタイム職員の1日の勤務時間は7時間45分とし、始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。</p> <p>始業時刻 午前8時30分<br/> 終業時刻 午後5時15分<br/> 休憩時間 午後0時から午後1時まで</p> <p>2 パートタイム職員の始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間は、次の各号のいずれかとし、個別に契約で定める。</p> <p>一 始業時刻 午前9時<br/> 終業時刻 午後5時<br/> 休憩時間 午後0時から午後1時まで</p> <p>二 始業時刻 午前9時<br/> 終業時刻 午後4時</p> | <p>第11条 (同左)</p> | <p>第11条 非常勤職員就業規則第11条の規定は、無期転換非常勤職員の勤務時間並びに始業時刻及び終業時刻並びに休憩時間について準用する。この場合において、同条中「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と、「パートタイム職員」とあるのは「無期転換パートタイム職員」と、「前2項」とあるのは「この条において準用する非常勤職員就業規則第11条第1項及び第2項」と、「次条」とあるのは「次条において準用する非常勤職員就業規則第12条」と、「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> |
|---|------------------|--|

|   |  |
|---|--|
| <p>休憩時間 午後0時から午後1時まで</p> <p>三 始業時刻 午前10時</p> <p>終業時刻 午後5時</p> <p>休憩時間 午後0時から午後1時まで</p> <p>3 本学の運営上の都合等により前2項及び次条以外の勤務形態によって勤務する必要がある非常勤職員については、前2項及び次条の規定にかかわらず、第2条第2項又は第3項に規定する勤務時間(労基法第32条の2に規定する4週間単位の變形労働時間制による場合)あつては、4週間で平均し1週間当たり38時間45分の範囲内で勤務時間及び休日の割り振りを別に定め、又は個別に契約で定める。</p> <p>(休日)</p> | <p>(休日)</p> <p>第12条 非常勤職員就業規則第12条の規定は、無期転換非常勤職員の休日について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>第12条 非常勤職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日曜日及び土曜日</p> <p>二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日</p> <p>三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に定める休日を除く。)</p> <p>(休日) 第12条 (同左)</p>  |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>(時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第13条 業務の都合上必要がある場合には、前2条の規定にかかわらず、労基法第36条に規定する手続を経て時間外勤務又は休日勤務を命ずることがある。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 非常勤職員には、次の各号に掲げる年次有給休暇を与えるものとする。</p> | <p>(時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第13条 (同左)</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 (同左)</p> | <p>(時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第13条 非常勤職員就業規則第13条の規定は、無期転換非常勤職員の時間外勤務及び休日勤務について準用する。この場合において、同条中「前2条」とあるのは「第12条において準用する非常勤職員就業規則第11条及び前条において準用する非常勤職員就業規則第12条」と読み替えるものとする。</p> <p>(年次有給休暇)</p> <p>第14条 非常勤職員就業規則第14条の規定は、無期転換非常勤職員の年次有給休暇について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と、「パートタイム職員」とあるのは「無期転換パートタイム職員」と、「非常勤講師」とあるのは「無期転換非常勤講師」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>一 フルタイム職員で深夜業に従事する者<br/>採用の日から6月間において3日</p> <p>二 1週間の勤務日が5日の非常勤職員、1週</p>   |  | <p>2 前項の場合において、無期労働契約での雇用に転換した日の前日までに引き続き非常勤職員就業規則の適用を受けていた期間は、本規則の適用を受ける期間として通算する。</p>   |

間の勤務日が4日以下の非常勤職員で1週間の勤務時間が29時間以上である者及び週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で1年間の勤務日がある217日以上である者が、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合 次の1年間において10日

三 前号に掲げる非常勤職員が、当初の採用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上勤務した場合、それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）

| 6月経過日から起算した<br>継続勤務年数 | 日数 |
|-----------------------|----|
| 1年                    | 1日 |
| 2年                    | 2日 |
| 3年                    | 4日 |
| 4年                    | 6日 |
| 5年                    | 8日 |

|  |                      |                      |                      |                      |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 6年以上   | 10日                  |                      |                      |                      |
| <p>四 1週間の勤務日が4日以下の非常勤職員<br/> (1週間の勤務時間が29時間以上である<br/> 者を除く。)及び週以外の期間によって勤務<br/> 日が定められている非常勤職員で1年間の<br/> 勤務日が48日以上216日以下である者<br/> が、採用の日から6月間継続勤務し全勤務日<br/> の8割以上出勤し、又は採用の日から1年6<br/> 月以上継続勤務し6月経過日から起算して<br/> それぞれの1年間の全勤務日の8割以上出<br/> 勤した場合 それぞれ次の1年間において、<br/> 1週間の勤務日が4日以下の非常勤職員に<br/> あつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤<br/> 務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によ<br/> つて勤務日が定められている職員にあつて<br/> は同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日<br/> 数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げ<br/> る採用の日から起算した継続勤務期間の区<br/> 分ごとに定める日数</p> |                      |                      |                      |                      |
| 1週間の勤<br>務日の日数   | 4日                   | 3日                   | 2日                   | 1日                   |
| 1年間の勤<br>務日の日数   | 16<br>9日<br>から<br>21 | 12<br>1日<br>から<br>16 | 73<br>日か<br>ら1<br>20 | 48<br>日か<br>ら7<br>2日 |

| 採用の日   | 6日<br>まで | 8日<br>まで | 日<br>まで | 日<br>まで |
|--------|----------|----------|---------|---------|
| 6月     | 7日       | 5日       | 3日      | 1日      |
| 1年6月   | 8日       | 6日       | 4日      | 2日      |
| 2年6月   | 9日       | 6日       | 4日      | 2日      |
| 3年6月   | 10日      | 8日       | 5日      | 2日      |
| 4年6月   | 12日      | 9日       | 6日      | 3日      |
| 5年6月   | 13日      | 10日      | 6日      | 3日      |
| 6年6月以上 | 15日      | 11日      | 7日      | 3日      |

2 前項の継続勤務とは、その雇用形態が社会通

念上中断されていないと認められる場合の勤務を、全勤務日とは非常勤職員の勤務を要する日のすべてをそれぞれいうものとし、出勤した日数の算定にあたっては、休暇の期間は、これを出勤したものとみなして取り扱うものとする。

2～5

(同左)

|   |  |
|---|--|
| <p>3 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。</p> <p>4 年次有給休暇の付与の単位及び請求の手続等については、常勤職員の年次休暇の例に準じて取り扱うものとする。</p> <p>5 非常勤講師が年次有給休暇等により担当すべき授業時間を欠くこととなるときは、補講により授業時間を補填しなければならない。</p> |  |
| <p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第15条 非常勤職員が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p>   | <p>(年次有給休暇以外の休暇)</p> <p>第15条 (同左)</p> <p>第15条 非常勤職員就業規則第15条の規定は、無期転換非常勤職員の年次有給休暇以外の休暇について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「第7号に掲げる場合」については、「6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上勤務している者(週以外の期間にあって勤務日が47日以下であるものを除く。)」とし、第9号に掲げる場合については、フルタイム職員で6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上勤務している者に限る。」とあるのは「第7号に掲げる場合」にあっては、週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるもの</p> |

を除いた者とし、第9号に掲げる場合にあつては、無期転換フルタイム職員に限る。」と、「パートタイム職員」とあるのは「無期転換パートタイム職員」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、無期労働契約での雇用に転換した日の前日までに引き続き非常勤職員就業規則の適用を受けていた期間は、本規則の適用を受ける期間として通算する。

一 非常勤職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 非常勤職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、非常勤職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

イ 非常勤職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該非常勤職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき

き。

- ロ 非常勤職員及び当該非常勤職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水, 食料等が著しく不足している場合で, 当該非常勤職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- 四 地震, 水害, 火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- 五 地震, 水害, 火災その他の災害又は交通機関の事故等の際して, 非常勤職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- 六 非常勤職員の親族(就業規則別表第2親族の欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で, 非常勤職員が葬儀, 服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 就業規則第42条第12号に規定する期間
- 七 非常勤職員が夏季における益等の諸行事, 心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると

認められる場合

- イ 1 週間の勤務日(次の期間における休日及び代休日を除いた平均勤務日数。以下この条において同じ。)が3日以上の非常勤職員 一の年の7月から9月までの期間(交代制勤務職員の代替要員の確保が困難である等本学の業務運営に支障がある場合)にあつては6月から11月までの期間とする。)における1週間の勤務日数から2を減じて得た原則として連続する日数の範囲内の期間
- ロ 1 週間の勤務日が2日以下の非常勤職員 一の年の7月から9月までの期間において1日
- ハ その他学長が特に必要と認める場合 必要と認められる期間
- ニ 非常勤職員(第7号に掲げる場合)にあつては、6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上勤務している者(週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)とし、第9号に掲げる場合にあつては、フルタイム職員で6月以上の任用予定期間が定められている者又は6月以上勤務している者に限る。)が次の各号に該当する場合には、当該各

2・3 (同左)

号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

- 一 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である女性の非常勤職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- 二 女性の非常勤職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の非常勤職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めたと業務に就く期間を除く。）
- 三 生後1年に達しない子を育てる非常勤職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日に2回それぞれ30分以内の期間（男性の非常勤職員にあっては、その子の当該非常勤職員以外の親が当該非常勤職員がこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- 四 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は

疾病の予防を図るために必要なものとして当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを行うことをいう。)のため勤務しないことを申し出た場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下この項において同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

五 女性の非常勤職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

六 非常勤職員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

七 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。)

イ 1週間の勤務日が5日以上の非常勤職員、1週間の勤務日が4日以下のパートタイム職員で1週間の勤務時間が29時間以上である者及び週以外の期間によつて

勤務日が定められているパートタイム職員で1年間の勤務日が217日以上である者 一の年度において10日の範囲内の期間

ロ 1週間の勤務日が4日以下のパートタイム職員(1週間の勤務時間が29時間以上である者を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下である者 一の年度において、1週間の勤務日が定められている者にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている者にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間

| 1週間の勤務日の日数 | 4日     | 3日     | 2日    | 1日    |
|------------|--------|--------|-------|-------|
| 1年間の勤務日の日数 | 169日から | 121日から | 73日から | 48日から |
|            | 216日まで | 168日まで | 20日まで | 2日まで  |

| 日数 | 7日   | 5日 | 3日 | 1日 |
|----|--|----|----|----|
| 八  | <p>非常勤職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p>         |    |    |    |
| 九  | <p>非常勤職員が不妊治療を行うため入院又は通院する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において10日の範囲内の期間</p>   |    |    |    |
| 一〇 | <p>国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程第2条に規定する要介護状態にある対象家族を介護する非常勤職員が、その対象家族の介護その他の世話(対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の対象家族の必要な世話をを行うことを行う。)のため勤務しないことを申し出た場合 一の年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、1</p> |    |    |    |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>0日)の範囲内の期間</p> <p>3 年次有給休暇以外の休暇の付与の単位及び承認手続等については、その事由に応じて常勤職員の病気休暇又は特別休暇の例に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(育児休業)</p> <p>第15条の2 3歳に満たない子の養育を必要とする非常勤職員は、学長に申し出て育児休業をすることができる。</p> | <p>(育児休業)</p> <p>第15条の2 (同左)</p>                          | <p>(育児休業)</p> <p>第16条 非常勤職員就業規則第15条の2の規定は、無期転換非常勤職員の育児休業について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>2 育児休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の育児休業等に関する規程に定める。</p> <p>(介護休業)</p> <p>第15条の3 傷病のため介護を要する家族がいる非常勤職員は、学長に申し出て介護休業をすることができる。</p>  | <p>(介護休業)</p> <p>第15条の3 (同左)</p>                          | <p>(介護休業)</p> <p>第17条 非常勤職員就業規則第15条の3の規定は、無期転換非常勤職員の介護休業について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>2 介護休業に関する事項は、国立大学法人千葉大学職員の介護休業等に関する規程に定める。</p> <p>第4章 給与<br/>(給与の決定)</p> <p>第16条 フルタイム職員の給与は日給と、パー</p>   | <p>(給与の決定)</p> <p>第4章 給与<br/>(給与の決定)</p> <p>第16条 (同左)</p> | <p>(給与の決定)</p> <p>第4章 給与<br/>(給与の決定)</p> <p>第18条 非常勤職員就業規則第16条、別表第</p>   |

トタイム職員の給与は時間給とし、その額は、  
常勤職員として採用された場合に適用される  
こととなる俸給表に応じ、別表第1及び別表第  
2に定める額とする。

1及び別表第2の規定は、無期転換非常勤職員  
の給与の決定について準用する。この場合にお  
いて、非常勤職員就業規則第16条及び別表第  
1中「フルタイム職員」とあるのは「無期転換  
フルタイム職員」と、非常勤職員就業規則第1  
6条及び別表第2中「パートタイム職員」とあ  
るのは「無期転換パートタイム職員」と、非常  
勤職員就業規則第16条中「前項」とあるのは  
「この条において準用する非常勤職員就業規  
則第16条第1項」と、「非常勤講師」とある  
のは「無期転換非常勤講師」と、「非常勤職員  
とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「同一  
事業年度内」とあるのは「事業年度の初日以外  
と、非常勤職員就業規則別表第1及び別表第2  
中「当初採用日」とあるのは「無期転換契約を  
締結する直前に適用されていた非常勤職員就  
業規則の最初の適用日」と、「常勤の定年年齢  
を超えて採用及び契約更新された者」とあるの  
は「事業年度の初日において第6条第1項第2  
号若しくは第3号又は第2項に規定する年齢  
を超える者」と、「給与規程」とあるのは「国  
立大学法人千葉大学職員給与規程」と読み替え  
るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師、学校

医等及び専ら教育研究に従事する非常勤職員

2・3

(同左)

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>その他専門的な知識、技術等を必要とする非常勤職員の給与は、個別に契約で定めることとする。</p> <p>3 非常勤職員の日給及び時間給の額は、同一事業年度内において改定しない。ただし、職務に必要な免許の取得等により、別表第1及び別表第2の俸給表区分に変更が生じることとなる場合は、この限りでない。</p> | <p>(住居手当)</p> <p>第17条 フルタイム職員(契約期間が3月未満の者を除く。)には、常勤職員の例に準じて住居手当を支給する。</p> | <p>(住居手当)</p> <p>第19条 非常勤職員就業規則第17条の規定は、無期転換フルタイム職員の住居手当について準用する。この場合において、同条中「フルタイム職員(契約期間が3月未満の者を除く。)」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 非常勤職員(契約期間が1月未満の者を除く。)には、常勤職員の例に準じて通勤手当を支給する。</p>   | <p>(通勤手当)</p> <p>第18条 (同左)</p>  | <p>(通勤手当)</p> <p>第20条 非常勤職員就業規則第18条の規定は、無期転換非常勤職員の通勤手当について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員(契約期間が1月未満の者を除く。)」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p>       |
| <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第19条 非常勤職員には、常勤職員の例に準じて</p>  | <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第19条 (同左)</p>  | <p>(特殊勤務手当)</p> <p>第21条 非常勤職員就業規則第19条の規定</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>て特殊勤務手当を支給する。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第20条 第13条の規定により、所定の勤務時間を超えて、又は勤務時間が割り振られていない日(第12条に規定する休日を除く。)に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、所定の勤務時間が割り振られた日の常勤職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、就業規則第26条第1項及び第2項に規定する労働時間内における超過勤務については、100分の100の割合で支給し、その時間数については、国立大学法人千葉大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第21条第2項の時間数に含めないものとする。</p> <p>2 第13条の規定により、第12条に規定する休日(所定の勤務時間が割り振られている日を除く。)に勤務することを命ぜられた非常勤職員には、常勤職員の休日勤務手当の例に準じて超過勤務手当を支給する。</p> <p>3 超過勤務手当の算定の基礎となる勤務1時間当たりの額は、フルタイム職員にあっては日給を7.75で除して得た額(50銭未満の端</p> | <p>は、無期転換非常勤職員の特殊勤務手当については準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第22条 非常勤職員就業規則第20条の規定は、無期転換非常勤職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条中「第13条」とあるのは「第13条において準用する非常勤職員就業規則第13条」と、「第12条」とあるのは「第12条において準用する非常勤職員就業規則第12条」と、「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と、「パートタイム職員」とあるのは「無期転換パートタイム職員」と読み替えるものとする。</p> |
| <p>(超過勤務手当)</p> <p>第20条 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>   | <p>は、無期転換非常勤職員の特殊勤務手当については準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(超過勤務手当)</p> <p>第22条 非常勤職員就業規則第20条の規定は、無期転換非常勤職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条中「第13条」とあるのは「第13条において準用する非常勤職員就業規則第13条」と、「第12条」とあるのは「第12条において準用する非常勤職員就業規則第12条」と、「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と、「パートタイム職員」とあるのは「無期転換パートタイム職員」と読み替えるものとする。</p> |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| <p>数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げる。) と、パートタイム職員にあっては時間給の額とする。</p> <p>(夜勤手当)</p> <p>第 2 1 条 非常勤職員には、常勤職員の例に準じて夜勤手当を支給する。</p> | <p>(夜勤手当)</p> <p>第 2 1 条 (同左)</p>       | <p>第 2 3 条 非常勤職員就業規則第 2 1 条の規定は、無期転換非常勤職員の夜勤手当について準用する。この場合において、同条中「非常勤職員」とあるのは「無期転換非常勤職員」と、「前条第 2 項」とあるのは「前条において準用する非常勤職員就業規則第 2 0 条第 2 項」と読み替えるものとする。</p> | <p>(夜勤手当)</p> <p>第 2 3 条 非常勤職員就業規則第 2 1 条の規定は、無期転換非常勤職員の夜勤手当について準用する。この場合において、同条中「無期転換フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 5 条 非常勤職員就業規則第 2 2 条第 1 項の規定は、無期転換フルタイム職員の期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合にお</p>     |
| <p>2 前条第 2 項の規定は、夜勤手当について準用する。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第 2 1 条の 2 (同左)</p>  | <p>(宿日直手当)</p> <p>第 2 1 条の 2 (同左)</p>   | <p>(宿日直手当)</p> <p>第 2 4 条 非常勤職員就業規則第 2 1 条の 2 の規定は、無期転換フルタイム職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条中「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と読み替えるものとする。</p>                        | <p>(宿日直手当)</p> <p>第 2 4 条 非常勤職員就業規則第 2 1 条の 2 の規定は、無期転換フルタイム職員の宿日直手当について準用する。この場合において、同条中「フルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイム職員」と読み替えるものとする。</p> <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 5 条 非常勤職員就業規則第 2 2 条第 1 項の規定は、無期転換フルタイム職員の期末手当及び勤勉手当について準用する。この場合にお</p> |
| <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日にそれぞれ在職するフルタイム職員(契約期間が 6 月未満の者(契約更新により通算して 6 月以上雇用す</p>                                       | <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 (同左)</p> | <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 (同左)</p>   | <p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第 2 2 条 (同左)</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>ることが予定されている者を除く。)を除く。)を<br/>         には、別表第1に定める相当俸給月額(給与規<br/>         程に定める俸給の調整額を受けることとなる<br/>         場合は、相当調整基本額に調整数を乗じて得た<br/>         額を含む。第26条第3項において同じ。)を<br/>         基礎として、常勤職員の例に準じて期末手当及<br/>         び勤勉手当を支給する。</p>                | <p>いて、同条中「フルタイム職員(契約期間が6<br/>         月未満の者(契約更新により通算して6月以上<br/>         雇用することが予定されている者を除く。))を<br/>         除く。))とあるのは「無期転換フルタイム職<br/>         員」と、「第26条第3項」とあるのは「非常<br/>         勤職員就業規則第26条第3項」読み替えるも<br/>         のとする。</p> |
| <p>2 前項の契約期間には、非常勤職員以外の期間<br/>         を定めて雇用される職員としての期間を含む<br/>         ものとする。</p>  |   |
| <p>(診療従事等調整手当)<br/>         第22条の2 フルタイム職員には、常勤職員の<br/>         例に準じて診療従事等調整手当を支給する。こ<br/>         の場合において、診療従事等調整手当の月額<br/>         は、常勤職員として採用された場合に適用され<br/>         ることとなる俸給表に応じて、給与規程別表第<br/>         12に定める手当額のうち、最も低いものとす<br/>         る。</p> | <p>(診療従事等調整手当)<br/>         第26条 非常勤職員就業規則第22条の2の<br/>         規定は、無期転換フルタイム職員の診療従事等<br/>         調整手当について準用する。この場合におい<br/>         て、同条中「フルタイム職員」とあるのは「無<br/>         期転換フルタイム職員」と読み替えるものとす<br/>         る。</p>                |
| <p>(寒冷地手当)<br/>         第23条 フルタイム職員には、常勤職員の例に<br/>         準じて寒冷地手当を支給する。</p>   | <p>(寒冷地手当)<br/>         第27条 非常勤職員就業規則第23条の規定<br/>         は、無期転換フルタイム職員の寒冷地手当につ<br/>         いて準用する。この場合において、同条中「フ<br/>         ルタイム職員」とあるのは「無期転換フルタイ<br/>         ム職員」と読み替えるものとする。</p>  |
| <p>(給与の計算)</p>   | <p>(給与の計算)</p>  |

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>第24条 給与の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとし、支給日は常勤職員に準ずる。</p> <p>(給与の支払方法)</p>   | <p>第24条 (同左)</p> <p>(給与の支払方法)</p>  | <p>第28条 非常勤職員就業規則第24条の規定は、無期転換非常勤職員の給与の計算について準用する。</p>                                     |
| <p>第25条 給与の支払方法は、常勤職員の例に準ずる。</p> <p>第5章 退職手当 (退職手当)</p>   | <p>第25条 (同左)</p> <p>第5章 退職手当 (退職手当)</p>  | <p>第29条 非常勤職員就業規則第25条の規定は、無期転換非常勤職員の給与の支払方法について準用する。</p>                                   |
| <p>第26条 フルタイム職員のうち1日7時間45分以上勤務した日が18日(第14条及び第15条に規定する休暇の日を含む。以下「支給要件日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超える者が退職した場合(契約期間が満了した場合を含む。)には、退職手当を支給する。ただし、同一事業年度内に引き続き就業規則の適用を受ける職員に採用された者には、支給しない。</p> <p>第27条 フルタイム職員のうち1日7時間45分以上勤務した日が18日(第14条及び第15条に規定する休暇の日を含む。以下「支給要件日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超える者が退職した場合(契約期間が満了した場合を含む。)には、退職手当を支給する。ただし、同一事業年度内に引き続き就業規則の適用を受ける職員に採用された者には、支給しない。</p> | <p>第26条 フルタイム職員のうち1日7時間45分以上勤務した日が18日(第14条及び第15条に規定する休暇の日を含む。以下「支給要件日数」という。)以上ある月が引き続いて6月を超える者が退職した場合(契約期間が満了した場合を含む。)には、退職手当を支給する。ただし、同一事業年度内に引き続き就業規則の適用を受ける職員に採用された者には、支給しない。</p> | <p>第30条 無期転換フルタイム職員が退職した場合には、退職手当を支給する。</p>  |
| <p>2 前項本文の規定により退職手当の支給要件を満たす者が当該6月を超えた後、1月において支給要件日数に満たないことが客観的に明らかとなった場合又は一事業年度末に達した場合には、その日をもって退職したものとみなして退職手当を支給する。</p>  | <p>2～5 (同左)</p>  | <p>2 退職手当の額は、無期労働契約の契約期間において、非常勤職員就業規則第26条第1項及び第3項の規定が適用された場合に、事業年度ごとに支給される額を合算したものとす。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>3 退職手当の額は、別表第1に定める相当俸給月額に100分の30を乗じて得た額とする。</p>   | <p>3 有期労働契約の契約期間が満了し、同一事業年度内に無期労働契約での雇用に転換した無期転換フルタイム職員への前項の適用については、当該事業年度内において非常勤職員就業規則第2条第2項に規定するフルタイム職員として1日7時間45分以上勤務した日を、無期転換フルタイム職員として1日7時間45分以上勤務した日とみなす。</p>                                |
| <p>4 退職手当の支給制限は、常勤職員の例に準ずる。</p>  | <p>4 退職手当の支給制限は、常勤職員の例に準ずる。</p>   |
| <p>5 退職手当の支払方法は、常勤職員の例に準ずる。</p>  | <p>5 退職手当の支払方法は、常勤職員の例に準ずる。</p>   |
| <p>第6章 雑則<br/>(非常勤講師に対する適用除外)<br/>第27条 第13条、第15条及び第18条から第21条までの規定は、非常勤講師には適用しない。<br/>(就業規則の準用)<br/>第28条 就業規則第4条(第1号を除く。)、第1条第13条(第2号及び第5号を除く。)、第16条第2項、第20条及び第21条、第22条(第3号を除く。)、第23条から第25条まで、第29条、第30条第2項から第5項まで、第31条及び第32</p> | <p>第6章 雑則<br/>(無期転換非常勤講師に対する適用除外)<br/>第31条 第14条、第16条及び第21条から第24条までの規定は、無期転換非常勤講師には適用しない。<br/>(就業規則の準用)<br/>第32条 就業規則第16条第2項、第20条及び第21条、第22条(第3号を除く。)、第23条から第25条まで、第29条、第30条第2項から第5項まで、第31条及び第32</p> |

で、第29条、第30条第2項から第5項まで、第31条及び第32条、第34条及び第35条、第37条及び第38条、第49条（第1項第2号を除く。）、第50条から第57条まで及び第59条の規定は、非常勤職員（非常勤講師を除く。）に準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「非常勤職員（非常勤講師を除く。）」と読み替えるほか、就業規則第29条中「第26条第2項」とあるのは「国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則第11条」と、就業規則第37条中「週休日」とあるのは「国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則第12条第1号に規定する休日」と、就業規則第38条中「休日」とあるのは「国立大学法人千葉大学非常勤職員就業規則第12条第2号及び第3号に規定する休日」と、就業規則第50条中「第22条」とあるのは「第22条（第3号を除く。）」と読み替えるものとする。

条、第34条及び第35条、第37条及び第38条、第49条（第1項第2号を除く。）、第50条から第57条まで及び第59条の規定は、無期転換非常勤職員（無期転換非常勤講師を除く。）に準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「無期転換非常勤職員（無期転換非常勤講師を除く。）」と読み替えるほか、就業規則第29条中「第26条第2項」とあるのは「第11条において準用する非常勤職員就業規則第11条」と、就業規則第37条中「週休日」とあるのは「第12条において準用する非常勤職員就業規則第12条第1号に規定する休日」と、就業規則第38条中「休日」とあるのは「第12条において準用する非常勤職員就業規則第12条第2号及び第3号に規定する休日」と、就業規則第50条中「第22条」とあるのは「第22条（第3号を除く。）」と読み替えるものとする。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>2 就業規則第4条(第1号,第3号及び第4号を除く。),第16条第2項,第20条及び第21条,第22条(第3号を除く。),第23条から第25条まで,第34条及び第35条,第50条から第57条まで及び第59条までの規定は,非常勤講師に準用する。この場合において,これらの規定中「職員」とあるのは「非常勤講師」と読み替えるものとする。</p> <p>(この規則により難しい場合の措置)</p> <p>第29条 特別の事情によりこの規則によることができないう場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は,別段の取扱いをすることができる。</p> | <p>2 (同左)</p> <p>(この規則により難しい場合の措置)</p> <p>第29条 (同左)</p>  | <p>2 就業規則第16条第2項,第20条及び第21条,第22条(第3号を除く。),第23条から第25条まで,第34条及び第35条,第50条から第57条まで及び第59条までの規定は,無期転換非常勤講師に準用する。この場合において,これらの規定中「職員」とあるのは「無期転換非常勤講師」と読み替えるものとする。</p> <p>(この規則により難しい場合の措置)</p> <p>第33条 特別の事情によりこの規則によることができないう場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は,別段の取扱いをすることができる。</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は,平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第5条の2の規定は,平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約について適用し,平成25年3月31日以前の日が初日である有期労働契約の契約期間は,同条第1項に規定する通算契約期間には,算入しない。</p>   | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は,平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 第7条第1項の規定の適用を受けるパートタイム職員であつて,高齢者雇用安定法附則第3項に基づきな有効力を有することとされる改正前の高齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定の定めるところによる基準のいづれにも該当する者については,国立大学法人千葉大学の再雇用に関する規程(平成25年4月1日)附則第2項及び第3項を準用</p> | <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この規則は,平成30年4月1日から施行する。</p> <p>2 第7条第1項の規定の適用を受けるパートタイム職員であつて,高齢者雇用安定法附則第3項に基づきな有効力を有することとされる改正前の高齢者雇用安定法第9条第2項に基づき労使協定の定めるところによる基準のいづれにも該当する者については,国立大学法人千葉大学の再雇用に関する規程(平成25年4月1日)附則第2項及び第3項を準用</p>                        |

する。

- 3 非常勤職員就業規則（平成21年4月1日）  
附則第2項の適用を受けるフルタイム職員又はパートタイム職員が、引き続き、この規則の適用を受ける場合であって、第19条の規定により決定された日給又は時間給の額が、無期労働契約での雇用に転換した日の前日に受けていた日給又は時間給の額に達しないものには、その者が無期労働契約での雇用に転換した日の前日に受けていた日給又は時間給を支給する。
- 4 前項の規定により日給の額を決定された無期転換フルタイム職員に対する期末手当及び勤勉手当並びに退職手当の額の計算は、当該日給の額の基礎となった俸給月額を基礎として、第26条において準用する非常勤職員就業規則第22条第1項及び第31条第2項の規定により行うものとする。
- 5 前2項の規定は、施行日以後、事業年度の初日において第6条第1項に定める年齢を超える者については適用しない。

別表第1 フルタイム職員（第16条関係）  
イ 一般職俸給表及び教育職俸給表

別表第1 フルタイム職員（第16条関係）  
イ 一般職俸給表及び教育職俸給表（同左）

| 俸給表区分         | 雇<br>用<br>年<br>数      | 日給           | 相当俸<br>給月額          | 相当調<br>整基本<br>額 |
|---------------|-----------------------|--------------|---------------------|-----------------|
| 一般職俸給<br>表(一) | 1<br>年<br>目           | 8, 6<br>6 3円 | 1 6<br>7, 6<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |
|               | 2<br>年<br>目           | 8, 8<br>0 3円 | 1 7<br>0, 3<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |
|               | 3<br>年<br>目           | 8, 9<br>3 7円 | 1 7<br>2, 9<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |
|               | 4<br>年<br>目           | 9, 0<br>7 2円 | 1 7<br>5, 5<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |
|               | 5<br>年<br>目           | 9, 2<br>1 1円 | 1 7<br>8, 2<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |
|               | 6<br>年<br>目<br>以<br>降 | 9, 2<br>9 9円 | 1 7<br>9, 9<br>0 0円 | 6, 6<br>0 0円    |

|  |       |         |         |        |
|--|-------|---------|---------|--------|
| 一般職俸給表(一)<br>(専門的知識, 技術等を必要とする業務に従事する者「A」) | 1年目   | 12,220円 | 23,640円 | 8,500円 |
|  | 2年目   | 12,287円 | 23,770円 | 8,500円 |
|  | 3年目   | 12,349円 | 23,890円 | 8,500円 |
|  | 4年目   | 12,400円 | 23,990円 | 8,500円 |
|  | 5年目   | 12,463円 | 24,100円 | 8,500円 |
|  | 6年目以降 | 12,530円 | 24,400円 | 8,500円 |
| 一般職俸給表(一)<br>(専門的知識, 技術等                   | 1年目   | 11,713円 | 22,660円 | 6,600円 |
|  | 2年目   | 11,111円 | 22,220円 | 6,600円 |

|                        |           |         |          |          |
|------------------------|-----------|---------|----------|----------|
| を必要とする業務に従事する者<br>〔B〕) | 年目        | 749円    | 7,300円   | 7,300円   |
|                        | 3年目       | 11,791円 | 228,100円 | 6,600円   |
|                        | 4年目       | 11,837円 | 229,000円 | 6,600円   |
|                        | 5年目       | 11,894円 | 230,100円 | 6,600円   |
|                        | 6年目以降     | 11,930円 | 230,800円 | 6,600円   |
|                        | 一般職奉給表(二) | 1年目     | 8,446円   | 163,400円 |
|                        | 2年目       | 8,524円  | 164,900円 | 6,000円   |
|                        | 3年        | 8,617円  | 166,700円 | 6,000円   |

| 目                           |        |          | 00円      |   |
|-----------------------------|--------|----------|----------|---|
| 4年目                         | 8,710円 | 168,500円 | 6,000円   |   |
| 5年目                         | 8,803円 | 170,300円 | 6,000円   |   |
| 6年目以降                       | 8,896円 | 172,100円 | 6,000円   |   |
| 一般職俸給表(二)(専ら労務に関する業務に従事する者) | 1年目    | 7,722円   | 149,400円 | — |
|                             | 2年目    | 7,784円   | 150,600円 | — |
|                             | 3年目    | 7,846円   | 151,800円 | — |
|                             | 4年目    | 7,908円   | 153,000円 | — |

|                                 |                       |                 |                   |   |
|---------------------------------|-----------------------|-----------------|-------------------|---|
|                                 | 5<br>年<br>目           | 7, 9<br>86円     | 15<br>4, 5<br>00円 | — |
|                                 | 6<br>年<br>目<br>以<br>降 | 8, 0<br>64円     | 15<br>6, 0<br>00円 | — |
| 教育職奉給<br>表(一)<br>(1級適用<br>者に限る) | 1<br>年<br>目           | 11,<br>822<br>円 | 22<br>8, 7<br>00円 | — |
|                                 | 2<br>年<br>目           | 11,<br>935<br>円 | 23<br>0, 9<br>00円 | — |
|                                 | 3<br>年<br>目           | 12,<br>054<br>円 | 23<br>3, 2<br>00円 | — |
|                                 | 4<br>年<br>目           | 12,<br>173<br>円 | 23<br>5, 5<br>00円 | — |
|                                 | 5<br>年<br>目           | 12,<br>287<br>円 | 23<br>7, 7<br>00円 | — |
|                                 | 6<br>年<br>目           | 12,<br>—        | 23<br>—           | — |

|                  |            |               |
|------------------|------------|---------------|
| 年<br>目<br>以<br>降 | 3 8 0<br>円 | 9, 5<br>0 0 円 |
|------------------|------------|---------------|

備考

1 雇用年数欄は、当初採用日からの雇用年数をいう。この場合において、1年目の契約期間が6月を超えて継続する場合には、2年目とする。

ただし、常勤職員の定年年齢を超えて採用及び契約更新された者については、1年目の欄を適用する。

2 給与規程に定める俸給の調整額を受けることとなる者の日給については、次の算式による。

$$\left( ( \text{相当俸給月額} + \text{相当調整基本額} \times \text{調整} + \text{地域手当} + \text{地域調整手当} ) \times 1.2 \right) \div ( 5.2 \times 38.75 ) \times 7.75$$

ロ 医療職俸給表

ロ 医療職俸給表 (同左)

| 俸給表<br>区分 | 学<br>歴<br>要<br>件 | 経<br>験<br>年<br>数 | 日<br>給 | 相<br>当<br>俸<br>給<br>月<br>額 | 相<br>当<br>調<br>整<br>基<br>本<br>額 |
|-----------|------------------|------------------|--------|----------------------------|---------------------------------|
| 医療職       | 大                | 5年               | 11,    | 22                         | 8,0                             |

| 学 6 卒   |                 | 未 満                | 8 2<br>7 円            | 8, 8<br>0 0 円         | 0 0<br>円      |
|---------|-----------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|---------------|
| 学 6 卒   | 5 年<br>以 上      | 1 3,<br>1 0<br>4 円 | 2 5,<br>3, 5<br>0 0 円 | 8, 0<br>0 0 円         | 8, 0<br>0 0 円 |
|         | 1 0<br>年 未<br>満 | 1 4,<br>3 5<br>4 円 | 2 7,<br>7, 7<br>0 0 円 | 8, 0<br>0 0 円         | 8, 0<br>0 0 円 |
| 大 学 4 卒 |                 | 未 満                | 1 0,<br>7 7<br>2 円    | 2 0,<br>8, 4<br>0 0 円 | 8, 0<br>0 0 円 |
| 大 学 4 卒 | 5 年<br>以 上      | 1 2,<br>1 6<br>3 円 | 2 3,<br>5, 3<br>0 0 円 | 8, 0<br>0 0 円         | 8, 0<br>0 0 円 |
|         | 1 0<br>年 未<br>満 | 1 3,<br>5 1<br>7 円 | 2 6,<br>1, 5<br>0 0 円 | 8, 0<br>0 0 円         | 8, 0<br>0 0 円 |

俸給表  
(一)

|      |           |         |         |        |
|------|-----------|---------|---------|--------|
| 短大3卒 | 5年未満      | 10,452円 | 20,200円 | 6,200円 |
|      | 5年以上10年未満 | 11,977円 | 23,170円 | 8,000円 |
| 短大2卒 | 10年以上     | 13,315円 | 25,760円 | 8,000円 |
|      | 5年未満      | 9,811円  | 18,980円 | 6,200円 |
|      | 5年以上10年未満 | 11,403円 | 22,060円 | 8,000円 |
|      | 10年以上     | 12,685円 | 24,540円 | 8,000円 |

|                   |       |           |         |         |         |
|-------------------|-------|-----------|---------|---------|---------|
| 医療職<br>俸給表<br>(二) | 大学4卒  | 5年未満      | 11,666円 | 22,500円 | 29,400円 |
|                   |       | 5年以上10年未満 | 12,943円 | 25,400円 | 29,400円 |
|                   | 短大3卒  | 10年以上     | 14,246円 | 27,500円 | 29,400円 |
|                   |       | 5年未満      | 11,341円 | 21,900円 | 29,400円 |
|                   | 10年未満 | 5年以上      | 12,757円 | 24,600円 | 29,400円 |
|                   |       | 10年未満     | 14,147円 | 27,000円 | 29,400円 |

|          |               |                 |                   |                |
|----------|---------------|-----------------|-------------------|----------------|
|          | 年以<br>上       | 01<br>8円        | 1,2<br>00円        | 00<br>00円      |
| 短大2卒     | 5年<br>未満      | 11,<br>05<br>1円 | 21,<br>3,8<br>00円 | 9,4<br>00<br>円 |
|          | 5年<br>以上      | 12,<br>54<br>0円 | 24,<br>2,6<br>00円 | 9,4<br>00<br>円 |
|          | 10<br>年未<br>満 | 13,<br>69<br>8円 | 26,<br>5,0<br>00円 | 9,4<br>00<br>円 |
| 准看護師養成所卒 | 5年<br>未満      | 9,5<br>16<br>円  | 18,<br>4,1<br>00円 | 8,1<br>00<br>円 |
|          | 5年<br>以上      | 11,<br>23<br>2円 | 21,<br>7,3<br>00円 | 8,1<br>00<br>円 |
|          | 10<br>年未<br>満 |                 |                   |                |

|  |           |                 |                       |                |
|--|-----------|-----------------|-----------------------|----------------|
|  | 10<br>年以上 | 12,<br>44<br>2円 | 24,<br>0,7<br>00<br>円 | 8,1<br>00<br>円 |
|--|-----------|-----------------|-----------------------|----------------|

備考

1 この表の経験年数とは、免許取得後の経過年数をいう。

ただし、常勤職員の定年年齢を超えて採用及び契約更新された者については、5年未満の欄を適用する。

2 給与規程に定める俸給の調整額を受けることとなる者の日給については、次の算式による。

$$\left( ( \text{相当俸給月額} + \text{相当調整基本額} \times \text{調整数} + \text{地域手当} + \text{地域調整手当} ) \times 1.2 \right) / ( 5.2 \times 38.75 ) \times 7.75$$

別表第2 パートタイム職員（第16条関係）

イ 一般職俸給表及び教育職俸給表

| 俸給表区分     | 雇用年数 | 時間給    | 相当俸給月額     | 相当調整基本額   |
|-----------|------|--------|------------|-----------|
| 一般職俸給表（一） | 1年   | 1,088円 | 16,230.00円 | 6,600.00円 |

別表第2 パートタイム職員（第16条関係）

イ 一般職俸給表及び教育職俸給表（同左）

|                                |        |          |        |
|--------------------------------|--------|----------|--------|
| 目                              |        | 00円      |        |
| 2年目                            | 1,098円 | 164,700円 | 6,600円 |
| 3年目                            | 1,108円 | 166,200円 | 6,600円 |
| 4年目                            | 1,117円 | 167,600円 | 6,600円 |
| 5年目                            | 1,135円 | 170,300円 | 6,600円 |
| 6年目以降                          | 1,153円 | 172,900円 | 6,600円 |
| 一般職奉給表(一)(専門的知識, 技術等を必要とする業務に従 | 1,548円 | 232,200円 | 8,500円 |
| 1年目                            |        |          |        |
| 2年目                            | 1,558円 | 233,700円 | 8,500円 |

|  |       |             |                   |             |
|--|-------|-------------|-------------------|-------------|
| 事する者<br>「A」)   | 3年目   | 1, 5<br>68円 | 23<br>5, 1<br>00円 | 8, 5<br>00円 |
|  | 4年目   | 1, 5<br>76円 | 23<br>6, 4<br>00円 | 8, 5<br>00円 |
|  | 5年目   | 1, 5<br>85円 | 23<br>7, 7<br>00円 | 8, 5<br>00円 |
|  | 6年目以降 | 1, 5<br>93円 | 23<br>8, 9<br>00円 | 8, 5<br>00円 |
| 一般職俸給<br>表(一)<br>(専門的知識, 技術等<br>を必要とする業務に従<br>事する者<br>「B」) | 1年目   | 1, 4<br>71円 | 22<br>0, 6<br>00円 | 6, 6<br>00円 |
|  | 2年目   | 1, 4<br>77円 | 22<br>1, 5<br>00円 | 6, 6<br>00円 |
|  | 3年目   | 1, 4<br>82円 | 22<br>2, 3<br>00円 | 6, 6<br>00円 |
|  | 4年目   | 1, 4        | 22                | 6, 6        |

|           |       |        |          |        |
|-----------|-------|--------|----------|--------|
|           |       | 88円    | 3,200円   | 3,200円 |
| 年目        | 5年目   | 1,493円 | 223,900円 | 6,600円 |
|           | 6年目以降 | 1,500円 | 224,900円 | 6,600円 |
| 一般職俸給表(二) |       |        |          |        |
|           | 1年目   | 1,050円 | 157,500円 | 6,000円 |
|           | 2年目   | 1,059円 | 158,900円 | 6,000円 |
|           | 3年目   | 1,069円 | 160,400円 | 6,000円 |
|           | 4年目   | 1,079円 | 161,900円 | 6,000円 |
|           | 5年    | 1,089円 | 163,400円 | 6,000円 |

| 目                           |        |          | 00円    |  |
|-----------------------------|--------|----------|--------|--|
| 6年目以降                       | 1,099円 | 164,900円 | 6,000円 |  |
| 1年目                         | 965円   | 144,700円 | —      |  |
| 2年目                         | 973円   | 145,900円 | —      |  |
| 3年目                         | 981円   | 147,100円 | —      |  |
| 4年目                         | 988円   | 148,200円 | —      |  |
| 5年目                         | 996円   | 149,400円 | —      |  |
| 6年目                         | 1,004円 | 150,600円 | —      |  |
| 一般職俸給表(二)(専ら労務に関する業務に従事する者) |        |          |        |  |

|                                 |                       |             |                   |   |  |
|---------------------------------|-----------------------|-------------|-------------------|---|--|
| 教育職奉給<br>表(一)<br>(1級適用<br>者に限る) | 以降                    |             |                   |   |  |
|                                 | 1<br>年<br>目           | 1, 4<br>70円 | 22<br>0, 4<br>00円 | — |  |
|                                 | 2<br>年<br>目           | 1, 4<br>84円 | 22<br>2, 5<br>00円 | — |  |
|                                 | 3<br>年<br>目           | 1, 4<br>98円 | 22<br>4, 6<br>00円 | — |  |
|                                 | 4<br>年<br>目           | 1, 5<br>12円 | 22<br>6, 7<br>00円 | — |  |
|                                 | 5<br>年<br>目           | 1, 5<br>25円 | 22<br>8, 7<br>00円 | — |  |
|                                 | 6<br>年<br>目<br>以<br>降 | 1, 5<br>40円 | 23<br>0, 9<br>00円 | — |  |

備考

1 雇用年数欄は、当初採用日からの雇用年

数をいう。この場合において、1年目の契約期間が6月を超えて継続する場合には、2年目とする。

ただし、常勤職員の定年年齢を超えて採用及び契約更新された者については、1年目の欄を適用する。

2 給与規程に定める俸給の調整額を受けることとなる者の時間給については、次の算式による。

$$\left( \frac{\text{相当俸給月額} + \text{相当調整基本額} \times \text{調整数} + \text{地域手当} + \text{地域調整手当}}{12} \right) \div (5.2 \times 38.75)$$

ロ 医療職俸給表

| 俸給表区分     | 学歴要件 | 経歴年数 | 時間給    | 相当俸給月額   | 相当調整基本額 |
|-----------|------|------|--------|----------|---------|
| 医療職俸給表(一) | 大学6卒 | 5年未満 | 1,490円 | 223,400円 | 8,000円  |
|           |      | 5年以上 | 1,651円 | 247,600円 | 8,000円  |

ロ 医療職俸給表 (同左)

| 年未<br>満                   |                | 円                    | 円              |
|---------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 10<br>年以<br>上             | 1,8<br>08<br>円 | 27<br>1,1<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
| 5年<br>未満                  | 1,3<br>47<br>円 | 20<br>2,0<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
| 5年<br>以上<br>10<br>年未<br>満 | 1,5<br>36<br>円 | 23<br>0,3<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
| 10<br>年以<br>上             | 1,6<br>90<br>円 | 25<br>3,5<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
| 5年<br>未満                  | 1,3<br>02<br>円 | 19<br>5,3<br>00<br>円 | 6,2<br>00<br>円 |
| 5年                        | 1,4            | 22                   | 8,0            |
| 大学4卒                      |                |                      |                |
| 短大3卒                      |                |                      |                |

|                   |                           |                |                      |                |
|-------------------|---------------------------|----------------|----------------------|----------------|
|                   | 以上<br>10<br>年未<br>満       | 98<br>円        | 4,7<br>00<br>円       | 00<br>円        |
|                   | 10<br>年以<br>上             | 1,6<br>60<br>円 | 24<br>9,0<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
|                   | 5年<br>未満                  | 1,2<br>25<br>円 | 18<br>3,7<br>00<br>円 | 6,2<br>00<br>円 |
| 短大2卒              | 5年<br>以上<br>10<br>年未<br>満 | 1,4<br>43<br>円 | 21<br>4,9<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
|                   | 10<br>年以<br>上             | 1,5<br>96<br>円 | 23<br>9,3<br>00<br>円 | 8,0<br>00<br>円 |
| 医療職<br>俸給表<br>(二) | 5年<br>未満                  | 1,4<br>63<br>円 | 21<br>9,4<br>00<br>円 | 9,4<br>00<br>円 |
|                   | 大学4卒                      |                |                      |                |

|      |               |            |              |            |
|------|---------------|------------|--------------|------------|
|      | 5年以上<br>10年未満 | 1,632<br>円 | 244,800<br>円 | 9,400<br>円 |
|      | 10年以上         | 1,788<br>円 | 268,200<br>円 | 9,400<br>円 |
|      | 5年未満          | 1,426<br>円 | 213,800<br>円 | 9,400<br>円 |
|      | 5年以上<br>10年未満 | 1,612<br>円 | 241,700<br>円 | 9,400<br>円 |
|      | 10年以上         | 1,758<br>円 | 263,600<br>円 | 9,400<br>円 |
|      | 5年未満          | 1,387<br>円 | 208,000<br>円 | 9,360<br>円 |
| 短大3卒 |               |            |              |            |
| 短大2  |               |            |              |            |

|                                      |                       |            |              |            |
|--------------------------------------|-----------------------|------------|--------------|------------|
| 卒                                    | 5年以上<br>10年未<br>満     | 1,580<br>円 | 236,900<br>円 | 9,400<br>円 |
|                                      | 10年以<br>上             | 1,723<br>円 | 258,400<br>円 | 9,400<br>円 |
| 准<br>看<br>護<br>師<br>養<br>成<br>所<br>卒 | 5年未<br>満              | 1,187<br>円 | 178,100<br>円 | 8,014<br>円 |
|                                      | 5年以<br>上<br>10年未<br>満 | 1,406<br>円 | 210,900<br>円 | 8,100<br>円 |
|                                      | 10年以<br>上             | 1,570<br>円 | 235,400<br>円 | 8,100<br>円 |

備考

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>1 この表の経験年数とは、免許取得後の経験年数をいう。</p> <p>ただし、常勤職員の定年年齢を超えて採用及び契約更新された者については、5年未満の欄を適用する。</p> <p>2 給与規程に定める俸給の調整額を受けることとなる者の時間給については、次の算式による。</p> <p>(相当俸給月額＋相当調整基本額×調整数＋地域手当＋地域調整手当) × 1.2) ÷ (5.2 × 3.8. 7.5)</p> |  |  |
|---|--|--|